

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (令和 6 年度変更)
計画主体	群馬県前橋市

前橋市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農政部 農政課 有害鳥獣対策係
所 在 地 前橋市堀越町 1 1 1 5 番地 1
電 話 番 号 0 2 7 - 2 2 5 - 7 1 0 5
F A X 番 号 0 2 7 - 2 8 3 - 2 5 1 7
メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キツネ、ツキノワグマ、ニホンザル、カラス、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	群馬県前橋市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、飼料用トウモロコシ	9 2 4 千円 1 1 2 a
ニホンジカ	飼料作物（牧草）	7 3 5 千円 1 9 4 a
ハクビシン	イチゴ、ブドウ、ナシ	未調査
アライグマ	トウモロコシ、カボチャ	未調査
タヌキ	トウモロコシ、スイカ	未調査
キツネ	トウモロコシ	未調査
ツキノワグマ	飼料用トウモロコシ	未調査
ニホンザル	未調査	未調査
カラス	未調査	未調査
カワウ	未調査	未調査

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	赤城山南麓地域において農作物の被害がある。タケノコ、イモ類、露地野菜、水稻、飼料用作物の食害や畑の掘り起こしなどの被害が通年で発生している。また、平野部での出沒も見受けられる。 さらに、令和3年4月と10月に本市の養豚場で豚熱（CSF）が2件発生した。
ニホンジカ	赤城山南麓地域において農林産物の被害がある。飼料用作物、露地野菜の食害及び杉、ヒノキの皮剥ぎや苗木の食害が認められる。近年では平野部での出沒が見受けられ、生息域が広がっている。
ハクビシン	市内全域に生息が確認されている。ナシやブドウなどの果樹の被害が目立つほか、落花生などの農作物に食害が認められる。また、住宅や空き家に棲み付き糞害などの生活環境被害が発生している。
アライグマ	市内全域に生息が確認されている。果樹のほかトウモロコシなどの農作物に食害が認められる。また、住宅や空き家に棲み付き糞害などの生活環境被害が発生している。
タヌキ	主に市郊外地域において、果樹やトウモロコシなどの農作物に食害が認められる。
キツネ	主に市郊外地域において、トウモロコシなどの農作物に食害が認められる。
ツキノワグマ	赤城山麓地域において飼料用及び食用トウモロコシなどの食害がある。 令和3年7月にはクマによる2件の人的被害が連続して発生した。エサを求めて人里付近に出沒することがあり、更なる人的被害の発生が懸念される。
ニホンザル	群れでの確認はないが、離れザルと考えられる個体が赤城山麓から平野部に稀に出沒し、果樹等の食害が発生することがある。
カラス	市内全域に生息している。農作物被害のほか、鳴き声や糞害などの生活環境被害が発生している。
カワウ	年に数回程度飛来して、水産業関係者から被害を懸念する情報がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
イノシシ	９２４千円 １１２ a	６４６千円 ７８ a
ニホンジカ	７３５千円 １９４ a	５１４千円 １３５ a
ハクビシン	農作物の食害はあるが被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
アライグマ	農作物の食害はあるが被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
タヌキ	農作物の食害はあるが被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
キツネ	農作物の食害はあるが被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
ツキノワグマ	農作物の食害はあるが被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
ニホンザル	稀に目撃はされるものの被害は僅少であるため、被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
カラス	農作物の食害や糞害はあるが、被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。
カワウ	目撃はされているが被害の報告はなく、被害額は未調査	被害額が算定され次第目標値を設定する。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可に基づき、各猟友会員が担当地区において有害鳥獣捕獲隊並びに実施隊を編制し、わな(箱、くくり)、銃器(猟銃)を用いて対象鳥獣を捕獲している。 本市有害鳥獣対策協議会において捕獲機材を購入整備し、捕獲促進を図っている。	有害鳥獣の生息地域が広域であり行政区域に関係なく移動し被害地域が拡大している。 捕獲業務の強化充実を図っているが狩猟者の高齢化などに伴い新規若手捕獲従事者を確保するのが厳しい状況となっている。全県下の市町村が共通認識を持ち有害鳥獣捕獲を中心とした個体数削減の対策を一斉に取り組む必要があると考える。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ、ニホンジカ等による農作物の被害防止を図るため、県単事業に市費を上乗せし、被害農業者が組織する地域の団体に自己防除を啓発して電気柵の設置推進を図り、侵入防止策を講じている。	被害地域が広範囲のため、広域で組織する被害農業者団体の組織化が難しい。電気柵の維持管理では雑草等による漏電などにより機能低下を招くため、定期的な刈払い等の管理体制の構築が急務である。
生息環境管理その他の取組	国の交付金事業を活用し、大型野生獣の出没又は目撃情報が寄せられ、潜み場となっている箇所には緩衝帯を整備している。 また、関係機関と連携して対象地域における鳥獣の生態、追払い活動、放任果樹の除去等の勉強会開催のほか、チラシを配架している。	奥山の荒廃やエサとなる堅果類の不足のほか、里山が適正な管理がなされないことにより、大型野生獣の棲み処となってしまう。 また、農業者等に対して加害鳥獣に対する正しい知識と対策が図られるよう鳥獣の生態等を周知する必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の個体数を減らす「捕獲対策」と、農地に有害鳥獣を侵入させない「侵入防止対策」を重点として対策に取り組む。

「捕獲対策」については、群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき前橋市有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）及び前橋市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）が対象鳥獣の捕獲を担うことを基本とし、有害捕獲についてはICT技術を活用し、捕獲活動の省力化・効率化を推進していく。

「侵入防止対策」については地域懇談会、現地研修会等の開催、地区野生動物対策組合の啓発や活動支援を推進していく。

1 イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ

捕獲、防除、環境管理について地域ぐるみの被害対策会議等を開催する。前橋市有害鳥獣対策協議会が鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、防護柵の検討、緩衝帯整備、捕獲機材の購入整備を進め、捕獲数向上を図るほか、地区野生動物対策組合による電気柵設置の助成を推進する。

2 ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キツネ

被害状況に応じ、捕獲隊及び地域農林事業者等個々の捕獲許可により小型捕獲檻を効果的に設置活用し、捕獲強化を図る。

3 その他の対象鳥獣

その他の鳥獣対策については、被害状況により捕獲隊又は実施隊及び県と連携して追い払いや捕獲強化を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・対象鳥獣の捕獲については、実施隊又は猟友会の支部ごとに鳥獣捕獲業務を受託している有害鳥獣捕獲隊が、被害地区への迅速な対応を図るものとする。

また、鳥獣被害対策実施隊員108名を対象鳥獣捕獲員に指名する。

・狩猟期においては、市内の狩猟登録者が市域内で積極的にシカ、イノシシを捕獲するよう市単事業の狩猟期捕獲奨励金を継続して実施する。

・アライグマ、ハクビシン等の捕獲は群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、個人申請捕獲許可を推進していく。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の

それぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ ツキノワグマ ニホンザル カラス カワウ	有害鳥獣捕獲に効果的な方法、情報を収集して捕獲器材の整備を図り、捕獲圧を高める。捕獲従事者を確保するため、わな猟免許取得、猟友会入会、第一種銃猟免許取得の支援をする。必要に応じて、イノシシを群れで捕獲することができる「ネット囲いわな」の設置のほか、捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を活用し、わな見回りの省力化、効率化を図る。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方 本市の被害状況を踏まえ、下記のとおり捕獲を実施していく。	
イノシシ	被害地域が増加傾向であり、農作物の被害は通年で発生しているため、捕獲隊又は実施隊による捕獲わな(箱、くくり)の設置数を増やす。過去の捕獲実績と今後の推定被害を踏まえ、各年度の捕獲計画数を320頭とする。
ニホンジカ	生息区域が拡大し、農作物被害が絶えないため、捕獲隊又は実施隊による捕獲わな(箱、くくり)の設置数を増やす。過去の捕獲実績と今後の推定被害を踏まえ、各年度の捕獲計画数を460頭とする。

ハクビシン アライグマ	通年で農作物被害と生活環境被害が確認されている。被害報告が増加傾向にあるため、捕獲隊又は実施隊、並びに農業者等によるわな（小型捕獲檻）設置を促進し、個体数削減、捕獲の強化を図る。 過去の捕獲実績と今後の推定被害を踏まえ、ハクビシンは各年度とも２００頭とし、アライグマは、各年度とも５００頭の捕獲計画とする。
タヌキ キツネ	通年で農作物被害と生活環境被害が確認されている。被害報告が増加傾向にあるため、捕獲隊又は実施隊、並びに農業者等によるわな（小型捕獲檻）設置を促進し、個体数削減、捕獲の強化を図る。 被害状況を踏まえ、タヌキは各年度１００頭、キツネも各年度１００頭の捕獲計画とする。
ツキノワグマ	農作物被害が著しい場合や人的被害が懸念される場合は、関係機関と協議のうえ、捕獲隊又は実施隊により、わな（箱）、銃器による捕獲を実施する。計画数は設定しない。
ニホンザル	群れで確認はされていないが、ニホンザルの目撃がある。出没した場合は追い払いを基本に行うが、農作物被害が著しい場合、人的被害が懸念される場合は、関係機関と協議のうえ捕獲隊又は実施隊により、わな（箱）、銃器により捕獲を実施する。計画数は、各年度とも５頭とする。
カラス	市内全域で農作物や生活環境被害がある。被害が甚大な場合は関係機関と協議のうえ、捕獲隊又は実施隊により、わな（箱）、銃器による捕獲を実施することとし、捕獲計画数を各年度とも２００羽とする。
カワウ	年に数回飛来し水産業関係者より食害を懸念する相談がある。被害が甚大な場合は関係機関と協議のうえ捕獲を実施することとし、捕獲計画数は設定しない。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	３２０	３２０	３２０
ニホンジカ	４６０	４６０	４６０
ハクビシン	２００	２００	２００
アライグマ	５００	５００	５００
タヌキ	１００	１００	１００

キツネ	100	100	100
ツキノワグマ	—	—	—
ニホンザル	5	5	5
カラス	200	200	200
カワウ	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ	被害発生地域を中心に通年で、わな（箱、くくり）、及び銃器を用いて有害鳥獣捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。
ニホンジカ	被害発生地域を中心に通年で、わな（箱、くくり）、及び銃器を用いて有害鳥獣捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。
ハクビシン アライグマ	農業や生活環境被害がある場合は、わな（小型捕獲檻）を用いて捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。
タヌキ キツネ	農業や生活環境被害がある場合は、わな（小型捕獲檻）を用いて捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。
ツキノワグマ	農業被害が著しいものや人的被害に及ぶおそのの場合などは、わな（箱）及び銃器による捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。
ニホンザル	被害が発生した地域において、追い払いを基本に行うが、農業被害が著しいものや人的被害に及ぶおそのの場合などは、関係機関と協議の上、わな（箱）及び銃器による捕獲を非狩猟鳥獣であるため通年で行う。 捕獲場所は市内全域とする。
カラス	被害が甚大な場合は、わな（箱）及び銃器による捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。
カワウ	被害が発生した地域において、追い払いを基本に行うが、被害が甚大な場合は関係機関と協議のうえ銃器等による捕獲を行う。 捕獲場所は市内全域とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃（特定ライフル銃）による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ（錯誤捕獲で放獣不可の場合）の有害鳥獣捕獲に際し、捕獲隊又は実施隊は、それら獣種による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるときなどで、安全かつ確実に捕獲(止め刺し等)する必要がある場合は、確実な安全を確保したうえで、ライフル銃（特定ライフル銃含む）を使用できる。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	国の交付金や県単補助事業等を活用して、地域の特性に合わせ農業者等が組織する団体に電気柵等侵入防止	同左	同左

	柵の設置を推進する。		
--	------------	--	--

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	電気柵は下草刈り等を定期的を実施し、漏電等による機能低下の防止を図る	同左	同左

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ ツキノワグマ ニホンザル カラス カワウ	- 関係機関と連携して被害地域で対策会議、研修会等を開催し、追払い活動、放任果樹の除去指導など、鳥獣害防止の普及推進を図る。 - 被害農地近接及び生息密度が高いと思われる里地里山等に緩衝帯を設置し、整備促進を図る。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

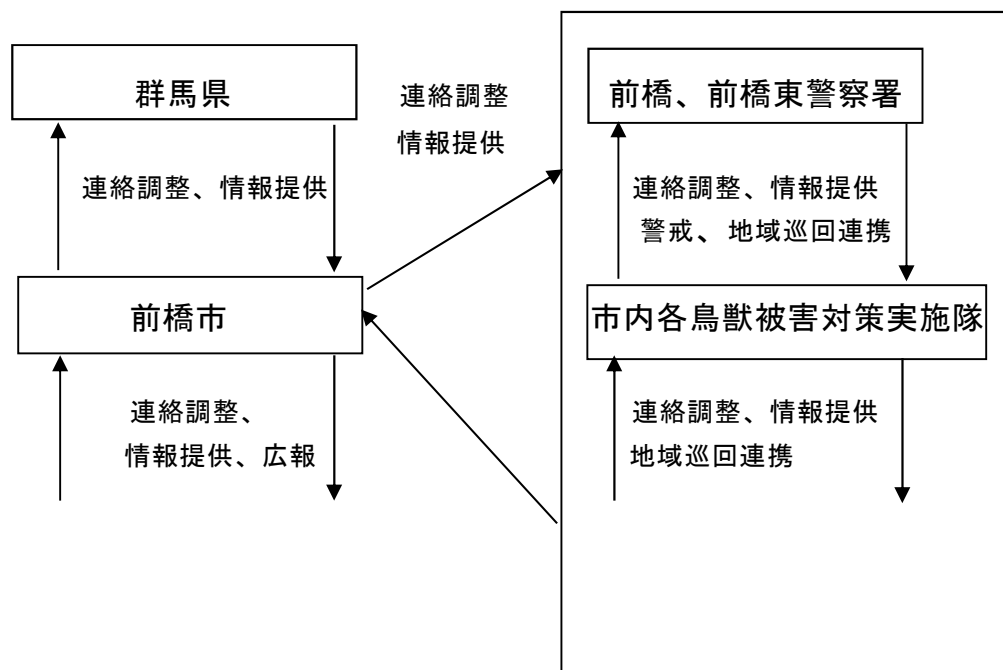
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
群馬県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
前橋市	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、地域巡回
前橋警察署、前橋東警察署	地域巡回、警戒、広報、情報収集・提供
前橋、前橋西部、前橋北部 前橋東部、富士見の各猟友会	地域巡回、警戒、情報収集・提供、捕獲隊の調整
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報収集・提供
地区自治会	地域巡回、警戒、広報、情報収集・提供、周知

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



地区自治会

連絡調整
情報提供

鳥獣保護管理指導員

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

豚熱の発生状況に鑑み、当分の間イノシシを捕獲した場合には、国の防疫マニュアルに沿った対策を講じたのち、捕獲現場等において埋設又は市焼却施設へ搬入し焼却処分とする。

また、必要に応じて関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	シカ、イノシシ等捕獲した対象鳥獣の一部を群馬県が実施している野生鳥獣肉に係る放射性物質検査の試料として提供している。その結果基準値（100 ベクレル/kg）を超えるものがあり、群馬県内では当該肉の出荷制限が継続されている。 また、食材にできる個体の安定的な捕獲数の見込みが難しく、さらに流通販路や採算ベースなどの調査、消費先の確保といった課題もあるため、現状においては食品としての利用は考えてない。
ペットフード	捕獲した鳥獣のペットフードへの利用予定はない。
皮革	捕獲した鳥獣の皮革への利用予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術研究 等)	捕獲した鳥獣のその他利用についての予定はない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備等の予定はない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組予定はない。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	前橋市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
市内猟友会 ・ 前橋猟友会 ・ 前橋西部猟友会 ・ 前橋北部猟友会 ・ 前橋東部猟友会 ・ 富士見猟友会	鳥獣捕獲、追い払い、情報の提供と共有
鳥獣保護管理指導員	協議会と猟友会の連携に努める 各種情報提供と情報の共有
群馬県 中部農業事務所 渋川森林事務所	技術供与と指導助言、資料収集、情報の共有
群馬県警察 前橋警察署 前橋東警察署	狩猟事故防止等に関する情報提供等
J A 前橋市	協議会と被害農家との連携、各種情報提供 と情報の共有
赤城南麓森林組合	被害林地等の情報提供、協議会と被害林家 との連携

被害地区自治会	被害農家から協議会への被害連絡。協議会と被害農家との連携、情報共有
---------	-----------------------------------

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県農政部技術支援課	鳥獣害被害防止総合対策交付金等県内の対策情報提供と協議指導
群馬県環境森林部自然環境課	赤城山におけるニホンジカ個体数調整事業の情報提供
群馬県 鳥獣被害対策支援センター	被害地域に関する有害鳥獣生息被害調査情報提供と対策会議開催を連携
赤城山麓有害鳥獣対策協議会 (赤城山周辺6市村)	有害鳥獣対策に関する事例研究、資料提供、捕獲向上のための情報交換、研修会の実施

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・前橋市鳥獣被害対策実施隊 隊員108名(隊長1名、副隊長1名、班長5名、隊員101名) 平成25年4月1日設置 令和5年4月1日時点の実員 ・研修会を開催することにより、有害鳥獣被害の実態、生息状況など知識の共有、捕獲技術の向上を図る。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が

わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、被害農家を中心にわな猟免許取得、新規猟友会加入に係る費用の補助、また、第一種銃猟免許取得経費の一部を助成支援するなど、被害減少を図る施策を進める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者及び地域住民の鳥獣に対する知識や認識を高めるため、被害関係研修会、説明会、座談会などを随時に地域単位で啓蒙活動を開催し、効果的な防止施策が図れるよう努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。